

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

	告示	ページ
○ 平成24年7月北九州市議会臨時会の招集【総務企画局総務部総務課】		1867
	公告	
○ 特定調達契約の落札者の決定【総務企画局総務部庁舎管理課】		1868
○ 開発行為に関する工事の完了【建築都市局指導部宅地指導課】		1869
○ 請負契約に係る一般競争入札の公告(2件)【契約室契約課】		1870
	上下水道局	
○ 下水道使用料滞納整理事務(収納事務)の委託【上下水道局総務経営部営業課】		1874
○ 請負契約に係る一般競争入札の公告【上下水道局総務経営部総務課】		1875
	教育委員会	
○ 北九州市立図書館規則の一部を改正する規則【教育委員会中央図書館庶務課】		1877

北九州市告示第278号

平成24年7月北九州市議会臨時会を次のとおり招集する。

平成24年7月11日

北九州市長 北 橋 健 治

1 期日 平成24年7月18日

2 場所 北九州市議会議事堂

3 付議事件

(1) 北九州市災害対策本部条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

(2) 平成24年度北九州市一般会計補正予算について

(3) 平成24年度北九州市廃棄物発電特別会計補正予算について

北九州市公告第461号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成24年7月11日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
北九州市本庁舎電力供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市総務企画局総務部庁舎管理課
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日
平成24年5月30日
- 4 落札者の名称及び住所
九州電力株式会社 北九州お客さまセンター
北九州市小倉北区米町二丁目3番1号
- 5 契約金額
7,043万8,444円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成24年4月6日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第462号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

平成24年7月11日

北九州市長 北橋 健治

開発区域に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市八幡西区鉄王二丁目1番299から1番303まで	北九州市戸畑区飛幡町1番1号 新日本製鐵株式会社八幡製鐵所 八幡製鐵所長 谷本進治

北九州市公告第464号

一般競争入札により、若松東海岸（浜町32号線外）遊歩道整備工事（24）の請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年7月11日

北九州市長 北橋健治

1 工事概要	工事名	若松東海岸（浜町32号線外）遊歩道整備工事（24）
	工事場所	北九州市若松区浜町一丁目地先ほか
	工事内容	基礎工 1式 本體工 1式
	工期	請負契約締結の日から平成25年3月10日まで
	予定価格	1億4,251万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価方式	適用する。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事業有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	港湾工事
	等級（注2）	A
	指数	平成23・24年度北九州市建設工事業競争入札参加資格審査申請の際に提出した経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の「建設工事業の種類」「010土木一式」の「総合評定値（P）」が1,200点未満であること。
	許可	土木工事業について特定建設業の許可（注3）を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所（注4）が北九州市内にあること。
	実績	平成19年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。）が発注した港湾工事について、単体又は共同企業体の構成員として指名実績（基準適合型指名競争入札の指名実績を除く。）があること。
手持工事等	<p>（1）競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が平成23年度又は平成24年度に発注した予定価格（注5）6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の港湾工事又はしゅんせつ工事を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 北九州市契約室が優良業者認定基準に基づき認定した港湾工事の優良業者であるとき。</p> <p>イ 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事については、北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第7項（上下水道局が発注した工事については、北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第7項）の規定により協議するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。</p> <p>ウ 当該施工中の工事について、北九州市工事請負契約約款第25条第5項（上下水道局が発注した工事については、北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第5項）の規定による契約金額の変更を北九州市工事請負契約約款第25条第7項（上下水道局が発注した工事については、北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第7項）の規定により協議するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。</p> <p>（2）本市が発注した予定価格6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の港湾工事又はしゅんせつ工事で平成24年7月9日から同年8月21日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。</p>	
技術者	本件港湾工事に係る監理技術者（注6）（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。	
その他	<p>（1）本市から指名停止を受けている期間中でないこと。</p> <p>（2）本件工事の設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がないこと。</p>	
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市契約室契約課
	期間	この公告の日から平成24年8月21日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	この公告の日から平成24年7月17日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで	
5 入札書の受付期間	（1）平成24年7月26日及び同月27日 午前9時から午後7時まで	
	（2）平成24年7月30日 午前9時から午後4時30分まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市契約室契約課
	日時	平成24年8月21日 午前9時15分
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	<p>次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>（1）この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札</p> <p>（2）競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札</p> <p>（3）契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札</p> <p>（4）北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札</p>	

9 その他	<p>(1) 本件工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。</p> <p>(2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。</p> <p>(3) この公告に関する問い合わせ先は、北九州市契約室契約課（電話 093-582-2256）とする。</p>
<p>注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。</p> <p>注2 建設工事に資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。</p> <p>注3 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく特定建設業許可をいう。</p> <p>注4 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。</p> <p>注5 合併入札を行った工事については、合併入札時の予定価格をいう。</p> <p>注6 建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。</p>	

北九州市公告第465号

一般競争入札により、環境門司港レトロ（旧大連航路上屋）緑地工事（24）の請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年7月11日

北九州市長 北 橋 健 治

1 工事概要	工事名	環境門司港レトロ（旧大連航路上屋）緑地工事（24）
	工事場所	北九州市門司区西海岸一丁目
	工事内容	施設撤去工 1式 雨水排水設備工 1式 電気設備工 1式 園路広場整備工 1式
	工期	請負契約締結の日から平成25年1月31日まで
	予定価格	5,069万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	土木工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	A又はB
	許可	土木工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可（注3）を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所（注4）が北九州市門司区内、小倉北区内又は小倉南区内にあること。
	実績	平成19年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。）が発注した土木工事について、単体又は共同企業体の構成員として指名実績（基準適合型指名競争入札の指名実績を除く。）があること。
	手持工事等	<p>(1) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、Aランク業者については本市が平成23年度又は平成24年度に発注した予定価格（注5）5,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の、Bランク業者については本市が平成23年度又は平成24年度に発注した予定価格2,500万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（中・大口径推進工事、小口径推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 北九州市契約室が優良業者認定基準に基づき認定した土木工事の優良業者であるとき。</p> <p>イ 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事については、北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条）の規定による工事の施工の一時中止に係る通知を受けている場合については、当該工事中の期間中であるとき。</p> <p>ウ 当該施工中の工事について、北九州市工事請負契約約款第25条第5項（上下水道局が発注した工事については、北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第5項）に規定する契約金額の変更を北九州市工事請負契約約款第25条第7項（上下水道局が発注した工事については、北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第7項）の規定により協議するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。</p> <p>(2) Aランク業者については本市が発注した予定価格5,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の、Bランク業者については本市が発注した予定価格1,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（中・大口径推進工事、小口径推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）で平成24年7月9日から同月31日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。</p>
技術者	本件土木工事に係る監理技術者（注6）（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（注7）（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置することができること。	
その他	<p>(1) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。</p> <p>(2) 本件工事の設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がないこと。</p>	
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市契約室契約課
	期間	この公告の日から平成24年7月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	この公告の日から平成24年7月17日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで	
5 入札書の受付期間	<p>(1) 平成24年7月26日及び同月27日 午前9時から午後7時まで</p> <p>(2) 平成24年7月30日 午前9時から午後4時30分まで</p>	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市契約室契約課
	日時	平成24年7月31日 午前9時15分
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	<p>次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(1) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札</p> <p>(2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札</p> <p>(3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札</p>	

	(4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
9 その他	(1) 本件工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 (3) この公告に関する問い合わせ先は、北九州市契約室契約課（電話 093-582-2256）とする。
注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。	
注2 建設工事に有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。	
注3 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく特定建設業許可又は一般建設業許可をいう。	
注4 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。	
注5 合併入札を行った工事については、合併入札時の予定価格をいう。	
注6 建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。	
注7 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。	

北九州市上下水道局告示第22号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2及び北九州市上下水道局会計規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第12号）第36条の2第1項の規定により、下水道使用料滞納整理事務（収納事務）を次のとおり委託した。

平成24年7月11日

北九州市上下水道局長 吉田 一彦

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
一般財団法人北九州上下水道協会	北九州市小倉北区浅野三丁目9番30号	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

北九州市上下水道局公告第33号

一般競争入札により、羽山一丁目地内外雨水（その2）管渠築造工事の請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年7月11日

北九州市上下水道局長 吉田 一彦

1 工事概要	工事名	羽山一丁目地内外雨水（その2）管渠築造工事
	工事場所	北九州市門司区羽山一丁目ほか
	工事内容	強化プラスチック管 内径300ミリメートルほか 39.71メートル ほか
	工期	請負契約締結の日から平成25年1月11日まで
	予定価格	4,465万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事業有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	土木工事
	等級（注2）	B
	許可	土木工事業について特定建設業の許可（注3）を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所（注4）が北九州市門司区内、小倉北区内又は小倉南区内にあること。
	実績	平成19年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。）が発注した土木工事について、単体又は共同企業体の構成員として指名実績（基準適合型指名競争入札の指名実績を除く。）があること。
	手持工事等	（1） 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が平成23年度又は平成24年度に発注した予定価格（注5）2,500万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（中・大口径推進工事、小口径推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市契約室が優良業者認定基準に基づき認定した土木工事の優良業者であるとき。 イ 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事については、北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条）の規定による工事の施工の一時中止に係る通知を受けている場合については、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、北九州市工事請負契約約款第25条第5項（上下水道局が発注した工事については、北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第5項）に規定する契約金額の変更を北九州市工事請負契約約款第25条第7項（上下水道局が発注した工事については、北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第7項）の規定により協議するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 （2） 本市が発注した予定価格1,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（中・大口径推進工事、小口径推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）で平成24年7月9日から同月31日までの間に開札するもの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
技術者	本件土木工事に係る監理技術者（注6）（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（注7）（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置することができること。	
その他	（1） 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。 （2） 本件工事の設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がないこと。	
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市契約室契約課
	期間	この公告の日から平成24年7月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	この公告の日から平成24年7月17日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで	
5 入札書の受付期間	（1） 平成24年7月26日及び同月27日 午前9時から午後7時まで	
	（2） 平成24年7月30日 午前9時から午後4時30分まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市契約室契約課
	日時	平成24年7月31日 午前9時20分
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 （1） この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札 （2） 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 （3） 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札	

	(4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
9 その他	(1) 本件工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 (3) この公告に関する問い合わせ先は、北九州市契約室契約課（電話 093-582-2256）とする。
注1 北九州市上下水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。	
注2 建設工事事業資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。	
注3 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく特定建設業許可又は一般建設業許可をいう。	
注4 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。	
注5 合併入札を行った工事については、合併入札時の予定価格をいう。	
注6 建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。	
注7 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。	

北九州市立図書館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年7月11日

北九州市教育委員会

委員長 川原 房 榮

北九州市教育委員会規則第6号

北九州市立図書館規則の一部を改正する規則

北九州市立図書館規則（昭和47年北九州市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

（中央図書館企救分館の位置に関する特例）

6 平成24年9月1日から平成25年3月31日までの間は、第12条第4号中「北九州市小倉南区若園五丁目1番5号」とあるのは、「北九州市小倉南区春ヶ丘10番5号」とする。

付 則

この規則は、平成24年9月1日から施行する。